

令和4年度岐阜県原子力防災訓練

(原子力総合防災訓練) について

1 目的

原子力災害発生時における県の初動体制の確認、並びに国・県・市町村・関係機関との連携体制の強化

※国の令和4年度原子力総合防災訓練が、美浜発電所を対象として実施され、当該訓練スケジュールに合わせ、国、福井県、滋賀県、関西電力等と合同で実施

【原子力総合防災訓練】

○原子力災害発生時の対応体制を検証することを目的として、原子力災害対策特別措置法に基づき、国、地方公共団体、原子力事業者等が合同で実施する訓練

○これまでに18回開催され、岐阜県は今回が初参加

○対象地域はローテーションにより国が決定(美浜発電所は初)

2 日時

情報伝達訓練、オフサイトセンター（OFC）訓練

令和4年11月4日（金） 14:00～18:15

本部運営訓練、情報伝達訓練等

令和4年11月5日（土） 8:30～17:00

住民避難訓練、原子力災害医療訓練等

令和4年11月6日（日） 7:30～11:30

3 主催

岐阜県、揖斐川町（原子力総合防災訓練は国が主催）

4 参加・協力機関（順不同）

警察本部、揖斐川町、岐阜市、大垣市、可児市、本巣市、関ヶ原町、池田町、内閣府、原子力規制庁、陸上自衛隊第10師団、揖斐郡消防組合消防本部、揖斐郡医師会、揖斐郡薬剤師会、岐阜県診療放射線技師会、岐阜大学医学部附属病院、岐阜県バス協会、関西電力 等

※参加者：約400名（原子力総合防災訓練は約4,200名）

5 訓練概要

(1) 訓練想定

関西電力(株)美浜発電所3号機で地震に起因する事故が発生し、放射性物質が漏えい。漏えいした放射性物質が揖斐川ルートで揖斐川町に流入し、同町坂内地域において原子力災害対策指針で定める一時移転基準(20 μ Sv/h)を超過

(2) 今回訓練のポイント

- 国作成のシナリオに沿って、発災当初から住民避難に至るまでの訓練に連動して実施しつつ、対策強化地域への対応など、可能な限り県独自の取組みを展開
- 本部運営訓練では、事業者から状況報告を受け、県防災会議原子力専門部会 井口部会長の意見を踏まえた上で県の防護措置方針を決定。決定内容を国本部会議において大森副知事から報告
- 美浜OFCに要員を派遣し、国や他県と情報共有
- 住民避難訓練では、自衛隊ヘリの出動を要請するとともに、スマホ等を活用して避難者情報を瞬時に把握し、県・町で共有するシステムの実証実験を実施

- ・ 国中央本部と連携した本部運営訓練の実施 新規
- ・ 現地拠点への要員派遣による国・他県との情報共有 新規
- ・ 車両、ヘリコプター等複数の方法による住民避難訓練の実施 拡充
- ・ 避難者情報を瞬時に把握するシステムの実証実験実施 新規

6 訓練内容

(1) 災害対策本部運営訓練

①本部員会議運営訓練

- ・揖斐川町災害対策本部において、UPZを含む坂内地域の住民の屋内退避等に向けた計画を検討



(写真 1-1) 揖斐川町災対本部

- ・全面緊急事態事象の通知を受けて開催した県災害対策本部本部員会議において、関西電力や町の報告をTV会議システムで受け、その状況を踏まえ防護措置の実施方針を決定



(写真 1-2) 県災対本部(本部員会議)

- ・国原子力災害対策本部会議にTV会議で参加し、本県の取組状況を大森副知事から説明



(写真 1-3) 国原子力災害対策本部会議
※大森副知事の説明 (TV 会議)

②情報収集伝達訓練

- ・国のオフサイトセンターや原子力事業者から送られてくる情報を整理し、関係機関へ伝達



(写真 1-4) 情報収集伝達訓練

(2) 美浜オフサイトセンター及び災害対策 現地本部等運営訓練

本県、福井県、滋賀県及び各県市町並びに内閣府をはじめとする関係省庁等が、OFCの運営訓練、参加各県や市町の災害対策現地本部等の設置・運営、緊急時モニタリングセンター(EMC)の運営訓練を実施



(写真2-1) OFC内の様子

① 現地事故対策連絡会議・原子力災害合同対策協議会の開催

- ・施設敷地緊急事態発生後、関係機関間の情報共有を図るため、現地事故対策連絡会議を開催(2回)
- ・全面緊急事態発生を受け、国が原子力緊急事態宣言を発出後、国、関係地方公共団体、実動部隊等が相互の情報共有、緊急事態応急対策の調整、意思決定等を行うため、原子力災害合同対策協議会を開催



(写真2-2) 現地事故対策連絡会議
※危機管理部青木次長出席(現地)

② 現地本部等の運営

- ・OFCにおいて、関係県および関係市町の原子力災害現地対策本部等の運営並びに現地要員を対象とした図上演習訓練を実施



(写真2-3) OFCの図上演習訓練

③ EMC活動訓練

- ・EMC要員がOFCへ参集し、緊急時モニタリング等の各種活動を実施



(写真2-4) EMCの活動

(3) 緊急時モニタリング訓練

①巡回による定点モニタリング訓練

- ・モニタリングルート上の測定地点を巡回し、空間放射線量率の測定を実施



(写真 3-1) 定点モニタリング

②可搬型モニタリングポスト設置訓練

- ・UPZにおける空間放射線量率の遠隔監視を強化するため、可搬型モニタリングポストを設置



(写真 3-2) 可搬型ポスト設置

③環境試料採取・分析訓練

- ・揖斐川町内において環境試料（飲料水・土壌）の採取を実施するとともに、県保健環境研究所において模擬分析を実施



(写真 3-3) 環境試料（土壌）採取

(4) 国備蓄ヨウ素剤受け入れ訓練

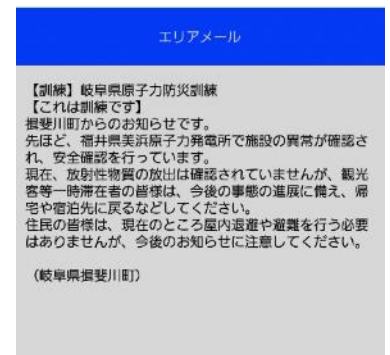
- ・国が備蓄しているヨウ素剤を県指定の防災倉庫へ輸送し受け入れ



(写真 4) ヨウ素剤受け入れ

(5) 屋内退避広報訓練

- ・揖斐川町全域において、様々な手段（防災行政無線、個別受信機、広報車、エリアメール、ケーブルテレビ）を用いて、屋内退避実施を広報



(写真 5) エリアメール

(6) 住民屋内退避訓練

①屋内退避

- ・揖斐川町坂内地域の住民が、屋内退避の
のち、一時集結所に集合



(写真6-1) 住民による屋内退避

②放射線防護施設の設備操作・維持

- ・放射性物質が建物内へ流入することを防ぐ
陽圧化装置（放射性物質を含んだ外気の侵
入を防ぐため室内を陽圧にする装置）の緊
急時起動手順を住民が確認



(写真6-2) 陽圧化装置の起動確認

③安定ヨウ素剤模擬服用

- ・住民による問診票の記載、医師による模擬
問診の後、安定ヨウ素剤に見立てたあめを
住民に配布
- ・薬剤師による安定ヨウ素剤内服液の模擬調
合



(写真6-3) 安定ヨウ素剤の配布

(7) 住民避難訓練

- ・自家用車、バス、自衛隊車両に分乗し、県
警パトカー先導のもと、避難退域時検査及
び簡易除染会場への住民避難を実施
- ・受付時の検温、体調確認により一般の方と
体調不良者を分離し、一般の方と体調不良
者を別車両として移動
- ・移動中のバス内における間隔を空けた配
席、換気の実施
 - ・県警による車両誘導、通行規制の実施
 - ・自衛隊車両による住民輸送の実施
- ・一部の住民が孤立したとの想定で、県防
災ヘリ、自衛隊ヘリにより空路により移
動



(写真7-1) パトカーによる先導



(写真7-2) ヘリによる避難

(8) 避難者情報(原子力)管理システム実証実験

- ・スマートフォン等のデバイスを使用し、県や市町村が住民の避難情報を瞬時に把握し、集計、共有するシステムの実証実験を実施



(写真8) データ登録の様子

(9) 避難退域時検査及び簡易除染訓練

① 避難退域時検査

- ・国のマニュアルの手順に沿って、最初に避難車両の汚染検査を実施



(写真9-1) 車両用ゲート型モニタ

- ・車両検査では、車両用ゲート型モニタを活用して多数の避難車両に対応するとともに、放射線測定器を使った検査を実施



(写真9-2) 放射線測定器による検査(車両)

- ・汚染が確認された車両については、代表者に対して汚染検査を行い、代表者が基準値を超えた場合には、乗員全員を検査



(写真9-3) 避難退域時検査(住民)

- ・受付時の検温、体調確認により一般の方と体調不良者を分離し、検査も別レーンで実施



(写真9-4) 受付での検温(住民)

②簡易除染

- ・ 検査で汚染が確認された車両、乗員に対して、拭き取りによる簡易除染を実施



(写真 9-5) 簡易除染(住民)

(10) 避難所運営訓練

- ・ 避難退域時検査・簡易除染を実施後の避難住民を受け入れるための、避難所開設、運営訓練を実施
- ・ 受付時の検温、体調確認により一般の方と体調不良者を分離
- ・ 居住スペース確保のため簡易テントの設置、簡易ベッドの組み立てを実施
- ・ 県の原子力防災に関するパンフレットを配布し、県の職員から訓練参加住民に対し、県の原子力防災の取り組みなどを説明



(写真 10-1) 簡易ベッドの組み立て(住民)



(写真 10-2) 普及啓発講座

(11) 原子力災害医療訓練

- ・ 原子力災害拠点病院（岐阜大学医学部附属病院）におけるホールボディカウンタ（体内放射能測定装置）の稼働訓練
- ・ 傷病者受入テントの設置訓練



(写真 11-1) ホールボディカウンタの稼働訓練



(写真 11-2) テントの設置訓練

(12) 避難時の感染症拡大・予防対策【全訓練共通】

- ・新型コロナウイルス感染症の防護措置の実施
- ・移動時や避難先等における感染を防ぐため、体調不良者や濃厚接触者とそれ以外の者との分離、ソーシャルディスタンスの確保、マスクの着用、手指消毒などの感染対策の実施

7 講評（本部運営訓練終了後）

○岐阜県防災会議原子力専門部会長 井口 哲夫 氏

- ・原子力災害の緊急時対応について、国・各県・市町村、事業者が密接に連携しており、実施体制や基本手順が具体的によく整備されていることが再確認できた。
- ・広範かつ多岐にわたる原子力災害情報に関して、相互を関連付けて俯瞰的に把握できるような情報管理が必要不可欠である。
- ・県民が、緊急時に冷静かつ正しい対応をしていただくことのできる情報発信対策の強化、あるいは実際の住民の方の不安を払しょくできるような情報発信のあり方を心がけると良い。

○岐阜県大森副知事

- ・県の本部会議の場で、関西電力から発電所の状況の報告を受けるとともに、揖斐川町による現地の状況報告等も踏まえ、専門家である井口先生のご意見を伺った上で、本県の防護措置の実施方針を決定した。
- ・また、国主催の原子力災害対策本部会議に参加し、本部長である総理の前で、本県の状況や方針の説明を行った。
- ・このように、まさに本番さながらの手順を踏んで訓練を実施し、刻々と変化していく原子力災害における、ステージごとの対応や連携方法を改めて確認することができた。
- ・住民参加の避難訓練などの実動訓練でも、それぞれの現場で様々な課題が見つかることと思う。訓練の結果をしっかりと検証し、今後の改善につなげてもらいたい。